

なのはな通信



第6号

[発行] 2018年9月

NPO法人 成年後見なのはな
〒260-0013
千葉市中央区中央 4-10-16
電話 043-441-5684
FAX 043-441-5699
E-mail jimukyoku@kouken-nanohana.org

ご あ い さ つ

昨今は地震や大雨の災害が続き、被害を受けられた皆様のご苦労とご心痛は如何ばかりかとお察し致します。また、今年の夏は記録的な暑さでしたが、皆様は如何お過ごででしょうか?暫くは残暑が厳しいと思いますが、健康を害されませんようにご自愛下さい。

さて、我が国では成年後見制度利用促進のために制度改革の努力が続けられています。私達は、後見人の受任をする事で経験を積んできました。成年後見制度を皆様により理解を深めて頂く為に、皆様にお話をする機会を頂きたいと思います。どうぞ遠慮なく皆様からご相談をして頂きたいと思います。



成年後見制度と「成年後見なのはな」

1. 超高齢社会の到来(地域包括ケアシステム・地域医療構想)

我が国は世界に例を見ない超高齢社会を迎えています。将来に備えて2000年に介護保険法が施行されました。その後、社会保障制度の確立を図る為に、国は次々と新しい制度を導入します。しかし、新しい制度を導入するたびに国自体の関与を縮小させています。市町村が、地域住民の情報を把握している事を前提として、地域社会(市町村)を主体として地域住民が自ら努力をするような政策に切り替えています。

「地域包括ケアシステム」とは、歳をとっても住み慣れた地域で、自立した日常生活を営む為に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等を包括的に提供が出来るようになるシステムです。

地域包括ケアシステムと並行して進められている「地域医療構想」は、入院病床の削減を図り、医療から介護へ、施設から在宅へと移行します。自宅でこれまでと同じような生活が送れるメリットはありますが、看護や介護をする家族の負担は計り知れない事になるでしょう。また、緊急時の対応が難しいというデメリットもあります。

地域包括ケアシステムと地域医療構想は、自分の事は自分でする。もし出来なければ、地域の住民同士で助け合うようにする。そのような共生社会を目指しています。しかし、看護や介護に従事する人は、今後大幅に不足する事も指摘されています。在宅医療や在宅介護の増加は、入院が出来ない人、介護を受けられない人を生み出す事になるのではないかでしょうか?

2. 成年後見制度利用促進法(市民後見人・地域連携ネットワーク・中核機関)

2000年に介護保険と同時に成年後見制度もスタートしました。介護保険は利用者が600万人に達していますが、成年後見制度は21万人の利用にとどまっています。潜在的な利用ニーズに対して利用者が少ない為に制度の活用を図る事を目的として、国は2016年に成年後見制度利用促進法を成立させました。

利用促進の為に促進委員会、促進会議が開催されました。そこで、利用者が少ない理由に、制度が十分に知られていない事や手続きが分かりにくい事。また、現状では必要に迫られないと利用しない傾向にある事等があげられました。それを改善するためには、利用者がメリットを感じる事が必要であり、その為には身上保護を重視する事。親族後見人や市民後見人が、後見業務において困った事が生じた時に、継続的に支援を受けられるような機関がある事。成年後見制度の活用について、誰でも気楽に相談が出来る相談機関が設置される事等が検討されました。

超高齢社会を迎え認知症や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要増大が見込まれるなかで、第三者後見人、特に専門職後見人が不足する事は明白です。そこで、市町村において「市民後見人の養成」をして、地域で市民同士が互いに支えあい、支援活動が出来る為の人材を十分に確保する。そして、安定的に活動が出来るように「実施機関(後見支援センター)」を創設し、地域における需要に的確に対応する事を市町村に義務付けました。

「地域連携ネットワーク」とは、専門職後見人や法人後見の関係機関、法律、医療、福祉の関係者等と連携をして地域資源の活用を図る事を目的としています。「中核機関」とは、地域連携ネットワークをコーディネイトする機関です。中核機関の役割は、成年後見制度の新規相談、親族後見人や市民後見人等の支援、家裁との連携、成年後見人受任者の調整支援等になっています。中核機関が担う役割は成年後見制度の重要な部分になります。

その事業主体は市町村であり、中核機関には社会福祉協議会が予定されています。国は、成年後見制度においても地域社会(市町村)を主体として地域住民が自ら努力をするような政策をとっています。

3. 法人後見

2000年に民法が改正され、新たに認められた後見形態です。個人の後見人と違い法人(団体)が後見人となり、その法人の職員もしくは会員が後見事務の担当者として活動をする形態になります。

法人後見で大切な事は、安定した後見事務を将来にわたり継続して遂行出来る体制を作る事です。後見事務担当者が適切な後見事務をするために、法人の体制を整備し、後見事務担当者の指導、教育、管理、監督をする事です。

法人後見のメリットは、長期にわたる活動が可能になる事です。例えば、障がいを持っている若い方の支援は長期にわたる事になりますが、後見事務担当者が不測の事故や病気になった場合でも他の職員もしくは会員が担当事務を前任者から引き継ぐ事が可能となります。

また、後見事務担当者が一人で解決する事が出来ないような問題が発生した時、法人内部で相談して解決する事も可能な場合があります。

法人後見のデメリットは、担当者の意識の低下が生む画一的な事務処理が、法人全体に波及する事になります。一部の後見担当者の不適切な行為は、法人全体が家庭裁判所から処分対象になります。

4.組織体制の強化(会員の指導・教育・管理・監督)

成年後見制度では、後見人の仕事は法律に財産管理と身上保護と記載されています。後見人が法律で決められている仕事をするには、日常生活の為の収入、支出、看護、介護、親族関係、相続等の諸々の事柄を解決しなければなりません。その為には、後見事務を担当する会員は、総合的な知識や経験が必要です。自分で積極的に勉強し自己研鑽をする事が大切です。

「成年後見なのはな」は、良質の後見事務を継続して行う事が出来るように組織体制の強化を図り、法人を挙げて会員の指導や教育に努力をしています。

後見を必要とする本人にも意思があり、後見人は本人の意思を尊重して後見業務を行おうとします。しかし、お互いの感情に微妙なずれが生じた時に、信頼関係が壊れる事もあります。そうしますと、本人の日常生活に、これまでと違う状況や状態が生じる事もあり、本人の精神状態が不安定になる事になります。

後見業務を行う時に、私達は独りよがりの後見活動をしないように留意する事が大切だと思っています。「成年後見なのはな」では、本人を取り巻く支援チームを形成し、関係者の皆様のご協力が得られるように指導しています。

会員は法人の方針に則った後見活動をする事が大切です。「成年後見なのはな」には、これまでに規則や規程が有りました。しかし、なお一層法人後見人として体制強化を図るために、2018年6月、日常の後見活動における実務上の目安となるルールブックを作成しました。

5.成年後見制度の啓もう活動

「成年後見なのはな」の理念は、「成年後見制度の基本理念を自らの事業理念とし、基本的人権を尊重し、支援を必要とする全ての人間の権利と財産を守る為に努力する法人である。」としています。私達は、全ての人間が平等で自由である事を尊重しています。そして、私達で支援が出来る方には出来るだけのご協力を惜しまないように努力を致します。

「成年後見なのはな」は、後見人として13年間活動をして、その間に1000人以上の方の後見人等を受任いたしました。支援をさせて頂いた方の年齢は20歳から90歳代の方まで、認知症の方や障がい者の方、また、たくさんの資産をお持ちの方、借金が多くて破産をしなければならない方、生活保護の方もおられました。すべての方がそれまでの人生に歴史がありました。

成年後見制度を利用する事によるメリットはどのようなものか、制度を利用する事がご本人の為になるのか、皆様に理解して頂ける事が大切だと思います。

「成年後見なのはな」の後見人としての経験は、私達の財産です。私達には後見人としての知恵が有ります。沢山の経験を財産にしている私達に後見制度についてご相談をして頂きたいと思います。



今年度より教育研修委員会が設置されました

今年度より教育研修委員会が新設されました。研修会、事例検討会等についてはこれまで後見推進委員会が実施しておりましたが、今年度より法人の組織体制を見直し、新たに教育研修委員会を立ち上げ、より充実した研修を行えるようにしました。

この委員会を設置した目的はなのはなの内部の強化です。ここでいう内部とは、なのはなの会員（人）です。現在の方針で後見制度の利用促進が行われていますが、課題となってくるのは人だと思います。この問題はなのはなにおいても同様と考えています。後見活動は人と人の繋がり（コミュニケーション）が最も大事です。しかし人は自分の経験したものや価値観から判断しがちです。全く違った人生を歩んできた方にそれを当てはめてうまくいきません。必要な知識の習得はもちろんですが、どのように関わっていくか、どう向き合っていくかということも重要です。必要な知識の習得の場としてはもちろん、関係機関とどのように連携しコミュニケーションを図っていくか等も今後の研修内容の目標とし、研修内容を検討しています。

また、なのはなの会員においてもう一つ重要なことは法人後見の理解です。なのはなは個人で受任しているのではなく、法人で受任をしています。同じなのはなが後見人として付いているのに担当者が各々判断をしていてはバラバラになってしまいます。そのようなことでは関係機関の方からも信頼を得ることはできないでしょう。そこで改めて法人の方針や考え方を会員へ周知徹底し、より一層統一した認識を持つことも実施したいと考えています。

研修専門の委員会ができることから、今年度新たに設けたのが新入会員向けの研修です。入会されてくる方は皆さんどこかで後見人養成講座等の研修を積んできた方々です。そのうえで、なのはなの会員として活動する前に、なのはなのルール、取り決め、方針等を理解し、テキストで学んだだけの判断ではなく、実際の現場での判断ができるよう、より具体的な内容が学べるものとしました。また月に1回、新入会員同士で実際に後見活動を報告する機会を設けました。そこでは問題点や改善点、考え方等を研修委員会から指摘し、当該担当者だけでなく、その場で聞いている新入会員も同様の考え方や判断ができ、統一した認識を持てる場としています。

なのはなの会員、またこれから入会する方がしっかりととした研修を積み、なのはなをより充実させる。このことによつて皆様のご要望に応えられる組織にしていきたいと考えております。

（会員 豊島）

内房の美味♪

木更津以南へお出かけの際は「竹岡ラーメン」がお奨めです。お店はいろいろあるので、お気に入りのお店を探してみてください。そして竹岡ラーメンに必須なのが「玉ねぎ」のトッピングです。玉ねぎのみじん切りをがっつりトッピングしてお召し上がり下さい。また、竹岡醤油で味付けしたチャーハンもお勧めです！

（会員 内田）



LOOK UP

“Look up”という言葉がある雑誌で取り上げられていました。皆さんご存知のように「見上げる」とか「上を向く」というぐらいの意味になります。“Look up”すれば夜空に無数の星が輝いています。太陽の輝く昼間も、雲に覆われた雨の日も、見えませんが空にはいつもたくさんの星があるのです。雑誌にはこのように続けて書かれていました。

坂本九の歌に「上を向いて歩こう」という歌があります。日本だけでなく、イギリス、アメリカでも世界中で愛された歌です。夜空に透明感のある声で響き渡る歌です。私は散歩を習慣としていますが、そのような歌を思い出しながら、夜空を見て散歩していると、宇宙に浮かぶ地球という星の上を一人で歩いているように感じることがあります。

不思議ですが、一日の終わりに“Look up”してその日の後見活動を振り返ってみると、その鳥瞰図を見るように思い出されます。私のこと、被後見人等のこと、施設や病院のスタッフのことなど、その日の関係者全体のことが見えてきます。ところが下を向いて一日を振り返ると、自分のことしか目に入らなかったり、偏った見方しかしていなかったりすることが多いものです。視野が狭くなるのでしょうか。

後見活動は被後見人等の命、財産そして様々な権利を守り、人間としての尊厳をたもつ活動です。日々振り返ることを忘れず、被後見人等に対してはいつも柔軟で広い心で接し、代理人として真摯な姿勢でその社会的、公的な責任を誠実に果たしていきたいと思います。空に星が見えなくても、いつもたくさんの星があります。

「上を向いて歩こう」、“Don’t look down (on…), but look up to human beings.” ということでしょうか。

(会員 三輪)

はじめまして。

昨年7月に成年後見のはなに入会しました郡司隆義です。

今年の3月に念願の後見担当に就任し、日々奮闘しております。



私は大学を卒業後、約30年間印刷会社に勤めておりました。かつての会社の同僚であった友人が今から15年ほど前行政書士となり、その後後見業務で生き生きと活動している姿を見て、こういう通り甲斐のある仕事があるのかと羨ましく思っておりました。彼と話をするたびに後見業務に対する思いが強くなり、いつか私も50歳になったころから法律の勉強を始め、行政書士の資格を取得し、会社を辞め行政書士としてスタートしました。ところが現実はそう甘くなく、仕事は徐々に増えてしまいましたが、行政書士となった目的である後見業務にはなかなか結び付きませんでした。成年後見に関する本を読んだり、様々な研修に参加したりしましたが、どうすれば後見の仕事を受任できるのか思い悩んでいました。そんな時に行政書士仲間が成年後見のはなで活躍していると聞き、相談したところ、なのはなの公開セミナーがあるので参加してみないかとアドバイスを頂き、セミナーに参加し、すぐに入会を申し込みました。

入会後の研修や事例検討会はとても中身が濃く、また後見が必要な方に対し後見人が不足しているという現実には大変驚きました。後見担当に就任して数か月の今はまだ、何をすれば良いのか、これはどうすれば良いのか、これで良かったのかと、全てのことに不安を抱えて活動しておりますが、後見推進員長はじめ周りの方々が親切にアドバイスを下さるので大変助かっております。後見業務は経験がとても大切だと感じております。少しづつ経験を積みながら早く一人前になりたいと思います。ご利用者さんによってはかなり無理を言う方も居られ、大変さを身に染みて感じておりますが、少しでも力になれるよう頑張っていきたいと思います。

(会員 郡司)

～支援チームの重要性～

私が後見業務を担当した3番目の事例で、女性Aさん（80歳）の経験談です。

この事例は、夫が認知症による後見、妻が認知症による保佐類型で、ご夫婦を私が担当することになりました。

その日は、暮れが押し迫った土曜日で、朝9時半頃にケアマネさんから電話が入りました。「Aさんの体調が悪いようです。私は、用事で東京に来ています。保佐さんが様子を見に行けないでしょうか？」とのことでした。

Aさんは、数日前から体調が悪いと聞いていました。気になっていたので様子を見に行くことにしました。

家に入ると、照明も薄暗く尿臭が漂っていました。

Aさんは介護ベッドで呼吸を荒くして、顔色が真っ白になっていました。私は、思わず「もう、大丈夫だよ」と声を掛けましたが、実際何をしたら良いのか分からず、とにかく焦りました。時間がどんどん過ぎていく感じがしました。

今朝の電話では、体調が万全でない時には訪問看護ステーションに連絡してとの話を思い出しました。そこで、訪問看護ステーションに電話をしました。訪看ステーションの看護師さんが、「30分位で行く」と心強い返事をくれて、これで安心しました。

少しするとAさんはベッドから自力で身体を起こし、小声で「水」と言い、コップを指差したので水道水を入れてストローを添えました。ゴクンゴクと結構な量を飲みました。額から汗が落ちて、息をハアハアとさせながら、「汗びっしょり、拭いて」とせがまれました。私は、お体に触ることは躊躇しましたが、部屋に干してあるキレイなタオルで顔や首回りを拭きました。

Aさんのパジャマの下のズボンは、尿でグッショリしていました。濡れていて体温が奪われて寒がっているのかも知れない。「直ぐに看護師さんが来るからね。暫く毛布で凌いで待っていてね。」と声を掛けると無言で頷いてくれました。

程なく訪看ステーションの看護師さん2人が来てくれ、この間の事情を説明しました。手際良く体温、血圧、簡易血糖値、血中酸素濃度を測り、主治医の先生に電話して指示を受けています。主治医からは、夕方に救急車で入院するようにとの指示がありました。

入院の付添は訪看ステーションの看護師が行う、それまでの時間を夕方のヘルパーさんに繰り上げて来て貰う体制を組みました。

間もなく午後のヘルパーさんが到着し、看護師さんとヘルパーさんとでAさんをベッドから降ろして、布団に寝かせてパジャマや紙パンツを交換し、本人を休ませました。

しかし、Aさんは、2日後に残念ながら肺炎で亡くなりました。

夏以降、入院を3回程繰り返していたAさんに対しては、この冬を乗り越えることが難しいとの観測も持っていました。

Aさんの支援体制は、ケアマネ、ヘルパー、医師、看護師、後見人、夫のショートステイの担当者によるチームで、月に2回の訪問診療に合わせ、2~3ヶ月に1回の支援者会議を開催してきました。前月も打合せを行い、それぞれがAさんに対してやるべきことを相互に認識していました。必ずしも完璧な体制だったかは分かりませんが、支援チームでそれぞれが力量を発揮できたと思います。

今後の後見活動の中でも、支援体制の構築、連携の図り方が課題となって来ていますので、とても勉強になりました。

(会員 芦崎)



サバティート・デ・ラビルヘン
(別名:レデーススリッパ)
パイネ国立公園にて:会員 莲田

なのはな賛助会員の

募 集

賛助会員を募集しています。

成年後見なのはな活動に賛同いただける方に賛助会員としてご支援いただきたいお願いいたします。
賛助会費は、年額3000円以上です。

成年後見なのはなは認定NPOなので、ご寄付いただいた賛助会費は、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。お問合せは 事務局まで